

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけぼの会（以下「法人」という。）の役員および評議員並びに委員（(苦情解決委員、評議員選任委員をいう。(以下「役員等」という。))）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して、施設の給与規程に準じて報酬を支給することができる。ただし、役員等が職員である場合は支給しない。

(支給日)

第3条 役員報酬は、当月分を翌月10日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事会、監事監査会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、別表1の規定に基づき弁償する。

3 日当および宿泊料は次のとおりとする。

日 当 1日 5,000円

宿泊料 1泊 10,000円

(改正)

第5条 この規定の改正は、理事会の議決を得て改正する。

附則

この規程は、平成11年7月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成29年7月1日から改正施行する。

別表1

項目	内 容	金 額	
出張旅費	研修等出張の際の旅費	実費 支給	
旅 費	理事会・監事監査会・	50km以上	5,000円
	評議員会	10km以上	3,000円
		10km未満	2,000円